

平成22年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成22年2月18日(木曜日)午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議案の上程

議案第1号から議案第6号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

日程第5 一般質問

○本日の会議に付した事件

- 1 開 会
- 2 諸般の報告
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 副議長の選挙
- 6 議案第1号から議案第6号の上程、説明
- 7 議案第1号の質疑、討論、採決
- 8 議案第2号の質疑、討論、採決
- 9 議案第3号の質疑、討論、採決
- 10 議案第4号の質疑、討論、採決
- 11 議案第5号の質疑、討論、採決
- 12 議案第6号の質疑、討論、採決
- 13 一般質問
- 14 閉 会

出席議員(12名)

1番 藤 崎 良 次

- 2番 岡村 芳樹
- 3番 檀谷 正彦
- 4番 三橋 秀夫
- 5番 立崎 金治
- 6番 山本 邦男
- 7番 小澤 定明
- 8番 北村 新司
- 9番 福田 守
- 10番 内海 和雄
- 11番 越川 廣司
- 12番 京増 幸男

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健一
副管理者	藤 和雄
副管理者	小坂 泰久
会計管理者	越川 みね子
消防長	名和 富男
次長	竹尾 要
消防本部参事兼総務課長	今井 定男
企画課長	滝口 喜代松
予防課長	斉藤 知久
消防本部参事兼査察調査課長	篠田 啓一
消防本部参事兼警防課長	岡田 文夫
消防本部参事兼通信指令課長	鈴木 昭三
佐倉消防署長	白鳥 直木
志津消防署長	杉原 芳
八街消防署長	鈴木 義信
酒々井消防署長	今井 秀夫

議会事務局出席職員氏名

- 書記 大島 立美
- 書記 安藤 純一

開会及び開議の宣告（午後 2 時 30 分）

○議長（檀谷正彦君） ただいまの出席議員は 12 名であります。したがって、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

諸般の報告

○議長（檀谷正彦君） 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。管理者より専決処分についての報告があり、また監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承を願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、名和富男君。

（消防長 名和富男君登壇）

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。お許しをいただきまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、お手元に配付させていただきました行政報告資料に基づきまして、平成 21 年中の災害救急活動状況につきましてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の行政報告資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。初めに、火災の概要についてでございます。まず、1 の出火件数につきましては、第 1 表をごらんいただきたいと思います。平成 21 年中の消防組合管内出火件数は 92 件、前年と比較いたしますと 3 件、32%の減少でありました。火災種別では、建物火災が 60 件で、全体の 65.2%が建物火災でございました。林野火災は 2 件で、車両火災は 14 件でございました。雑草火災などのその他の火災につきましては、16 件でございました。第 2 表をごらんください。市町ごとの出火件数であります。佐倉市が 61 件で 14 件、29.8%の増加、八街市は 24 件で 12 件、33.3%の減少、酒々井町は 7 件で 5 件、41.7%の減少でありました。昨年の市町ごとの出火件数では、八街市と酒々井町は、一昨年に比べまして、大幅に減少いたしましたが、佐倉市は 30%近く増加いたしました。このことを受けまして、年末年始の特別警戒に引き続きまして、佐倉市内の各消防署所におきましては、1 月 20 日より 1 カ月間の予定で火災発生防止を目的といたします特別警戒を実施するとともに、消防車両による巡回広報や広域高速ネット二九六及び志津駅前ステーションビル等でも、テロップによる火災予防広報あるいは当消防組合ホームページでの火災予防広報なども実施いたしております。この特別警戒実施期間中、現在のところ佐倉市内では 5 件の火災が発生いたしましたが、昨年同期と比べてみますと、昨年は 12 件火災が発生いたしておりましたので、7 件減少したことになり、特別警戒を実施した成果が十分出ているのではないかと考えております。また、3 月 1 日から

1 週間、春の火災予防運動を実施いたしますので、住宅用火災警報器の普及促進など、さらに火災の予防に努めてまいりたいと考えております。それでは、4 ページをお開きいただきたいと思います。4 の損害額でございますが、第6表をごらんいただきたいと思います。平成 21 年中の火災による損害額は1億 5 647 万円で、前年と比較いたしますと 7 447 万円、90.8%の増加でございます。5 ページをお開きいただきたいと思います。中ほどの5 の死傷者数でございますが、第7表をごらんいただきたいと思います。平成 21 年中の火災による死者は2人、負傷者は16人でありました。いずれも前年と同数となっております。次に、7 ページをお開きいただきたいと思います。やはり中ほどの8 の出火原因でございますが、第11表をごらんいただきたいと思います。出火原因で最も多いのが放火、これは放火の疑いを含めてでございますが、27 件で、全体の 29.3%が放火または放火の疑いによるものでございます。続いて、こんろによるものが13件、たばこが10件の順となっております。以上が火災の概要についてでございます。

続きまして、9 ページをお開きいただきたいと思います。第2といたしまして、救急業務の実施状況につきましてご報告をさせていただきたいと思います。1 の救急活動状況につきましては、第1表をごらんいただきたいと思います。平成 21 年中の消防組合管内の出動件数は、一番右の計の欄になりますが、9 347 件で、前年と比較いたしますと 187 件、2.0%の増加でありました。これは1日当たりいたしますと、256件の救急が毎日発生しているということになります。第2号の搬送人員につきましては、8 712人で、前年に比べまして143人、1.7%の増加でありました。消防組合の救急出動件数は、救急業務を開始して以来、毎年増加の一途をたどっておりましたが、平成 17 年をピークにして平成 20 年まで、若干の減少傾向が続きました。しかし昨年、平成 21 年は再度増加に転じました。増加の背景といたしましては、65 歳以上の高齢者の占める割合が高くなっていることや、昨年はインフルエンザの傷病者が増加したことなどによるものが原因とされます。出場件数を構成市町別に見てみますと、11 ページから 13 ページに記載をしておりますが、佐倉市が 5 739 件で、全出場件数の 61.4%、八街市が 2 835 件で、30.3%、酒々井町が 773 件、8.3%となっております。次に、16 ページをお開きいただきたいと思います。5 の傷病程度別搬送人員状況でございますが、第9表をごらんいただきたいと思います。全搬送人員の 46.4%が軽症となっております。中等症、40.7%と合わせますと 87.1%で、いまだ高い率を占めております。このことから、引き続き救急車の適正利用を市町民に呼びかけていく必要があると考えております。次に、21 ページをお開きいただきたいと思います。11 の事故種別ドクターヘリ要請状況であります。第15表をごらんいただきたいと存じます。ドクターヘリと連携いたしました救急活動でございますが、平成 21 年中は 155 件でございます。前年と比較いたしますと、20 件の増加となっております。

ります。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思います。第3、救助業務の実施状況でございます。第1表をごらんいただきたいと思います。平成21年中の救助出場件数は68件でありました。前年に比べまして12件、21.4%の増加でありました。26ページをお開きいただきたいと思います。第4の各種災害活動の概要でございますが、1の救急支援出動についてでございます。救急支援出動は、現場から近い署所の救急車が出動中のときや、救急隊3名が傷病者を建物等からの搬出または救急車内への収容が困難あるいは交通量が多い国道の交通事故などで二次災害を防止するためなど、消防隊が救急隊と同時に出動し、応急処置や安全確保あるいは搬出や車内収容の支援活動を行うものでありますが、平成21年中の救急出場件数は950件で、前年に比べまして219件、29.9%の増加でありました。以上が平成21年中の災害救急活動状況の概要でございます。

続きまして、佐倉消防署、角来出張所庁舎耐震改修工事実施設計業務の進捗状況につきましてご報告を申し上げます。平成21年11月2日に千葉市中央区長洲二丁目8番5の株式会社榎本建築設計事務所と業務委託契約を締結いたしました。昨年の11月6日にコンクリート強度の測定のためのコア抜きを行った結果、コンクリート強度につきましては問題なく、去る2月3日に同事務所より中間報告書が提出されました。昭和56年5月31日以前に建築されました建物の耐震性能を評価する基準、いわゆる旧耐震基準では、建物の強化、粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標、 I_s 値を計算いたしますが、中間報告では、その I_s 値は0.45でありました。当消防組合の既存建築物耐震対策要綱に基づき、災害時の防災拠点といたしまして、2階建て以上の消防庁舎につきましては、 I_s 値を0.9まで引き上げる補強を行う予定であります。今回の耐震改修工事では、3階以上を撤去し、仮眠室の個室化、女性用仮眠室の設置、救急消毒室、着装室等を整備し、勤務環境の改善を行う予定でございます。3階以上を撤去した場合の I_s 値は1.41と、耐震竣工基準を上回ります。今後は千葉県耐震判定協議会の認定を受け、問題がなければ、耐震診断結果及び改築補強設計図書が平成22年5月下旬に提出され、設計業務委託が完了する予定でございます。改修工事につきましては、平成22年6月下旬ころに入札を実施し、7月上旬に工事に着手する予定でございます。続きまして、八街消防署の耐震診断結果につきましてご報告をいたします。平成21年6月26日に八街消防署耐震診断業務委託を、千葉市中央区栄町36番10の株式会社加藤建築事務所と委託契約を締結いたしました。耐震診断の結果、 I_s 値は0.78でありました。先ほども申し上げましたとおり、既存建築物耐震対策要綱に基づきまして、 I_s 値を0.9まで引き上げるための耐震補強を行い、消防業務の拡充に伴い、手狭となりました消防庁舎を増築し、あわせて勤務環境の整備を行ってまいりたいと考えております。計画では、今後は平成22年度に八街消防署

庁舎耐震改修工事の実施設計業務を行い、平成 23 年度には改修工事を実施してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（檀谷正彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 6 番、山本邦男君、議席番号 10 番、小澤定明君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（檀谷正彦君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

副議長の選挙

○議長（檀谷正彦君） 日程第 3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。副議長に小澤定明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小澤定明君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

ただいま副議長に当選されました小澤定明議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

副議長就任のあいさつ

○議長（檀谷正彦君） 小澤定明議員の副議長当選のごあいさつがございます。小澤議員。

（7番 小澤定明君登壇）

○7番（小澤定明君） ただいま議長から指名いただきました八街からの選出の7番、小澤定明でございます。副議長のごあいさつということで、先ほど全員協議会において3か年の整備計画等々の計画が発表されました。2市1町の市民、町民の生命、財産を守り、この3か年計画の実施に少しでも協力できればと思っております。議長を補佐し、円滑なる議会運営をも行っていきたく思いますので、議員の皆様方を初め、執行の皆さん方におきまして、今後ともご指導、ご鞭撻いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（檀谷正彦君） ありがとうございます。

議案第1号から議案第6号の上程、説明

○議長（檀谷正彦君） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までの6件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（檀谷正彦君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君） 本日ここに平成22年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。

ただいま副議長に小澤定明議員が当選されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後とも消防行政の充実のためにご指導を賜りますようお願いを申し上げます。次第でございます。それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の勤務時間を国家公務員に準じて、1日につき15分短縮し、7時間45分とし、1週間当たりの勤務時間を「40時間」から「38

時間 45分」とするものでございます。また、労働基準法の一部改正により、延長して労働させた時間が1カ月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、割増し賃金を支払わなければならないこととなりますが、その割増し賃金の支払いにかえて、時間外勤務代休時間を指定することができる等、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、交代制勤務職員における育児短時間勤務の勤務形態及び育児短時間勤務職員等の給与条例の特例について所要の改正をするものでございます。

議案第3号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、労働基準法の一部改正に伴い、延長して労働させた時間が1カ月について60時間を超えた場合の割増し賃金等について、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,332万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,812万7,000円といたそうとするものでございます。歳入の補正は財産収入を増額し、繰入金及び組合債を減額するものです。歳出の補正は、総務費で積立金を、消防費で共済費を増額し、給料、職員手当及び備品購入費を減額するものです。繰越明許費の補正につきましては、消防費で災害対応特殊救急自動車、高度救命用資機材の車両購入費3,208万8,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。地方債の補正につきましては、消防車両整備事業の事業費確定に伴い、限度額を1億1,610万円に減額するものです。

議案第5号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,656万1,000円といたそうとするものでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ1.7%、6,912万4,000円の減でございます。歳入の主なものは、構成市町からの分担金及び負担金が39億1,295万6,000円、財政調整基金からの繰入金が1億円、組合債が5,440万円などでございます。歳出では、前年度と比べ議会費が18.7%、30万6,000円、総務費は4.1%、3万1,000円、公債費は3.0%、901万2,000円の増となり、消防費は2.0%、7,847万3,000円の減となっております。主な事業といたしましては、佐倉消防署臼井出張所の高規格救急自動車の更新、佐倉消防署はしご付消防自動車の分解整備及び八街消防署庁舎耐震改修工事実施計画委託を行う予定でございます。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につ

いてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体の数が減少すること及び規約を改正することについて協議をするに当たり、議決を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

提案理由の細部の説明

○議長（檀谷正彦君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、竹尾要君。

○次長（竹尾 要君） 次長の竹尾要でございます。提案理由の細部説明をいたします。

初めに、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。職員の勤務時間は、国家公務員に準じておりますが、人事院より国家公務員の勤務時間を1日につき15分短縮する勧告がなされ、平成21年4月1日から1日の勤務時間は7時間45分、1週間当たりの勤務時間は38時間45分となっております。また、労働基準法の一部を改正する法律が平成20年12月5日に成立し、ことし4月1日から施行になります。この改正は、延長して労働させた時間、すなわち時間外勤務を行った時間が、1カ月について60時間を超えた場合においては、その超えた労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増し賃金を支払わなければならないということ、また割増し賃金を支払うべき労働者に対して、その割増し賃金の支払いにかえて、有給の休暇を与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、割増し部分の賃金を支払うことを要しないというものでございます。これらのことを受けまして、消防組合職員の勤務時間及び時間外勤務代休時間の指定について、所要の改正を行い、4月1日から施行いたそうとするものでございます。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴いまして、交代制勤務職員の育児短時間勤務の勤務形態並びに育児短時間勤務職員等の給与条例の特例について改正を行うものでございます。内容につきましては、1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間、25時間から、19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分とするほか、育児短時間勤務職員等について、給与条例の特例を改めるものです。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。議案第1号におきまして説明いたしました労働基準法の改正によりまして、延長して労働させた時間、すなわち時間外勤務を行った時間が1カ月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増し賃金を支払わなければならないとされたことにより、時間外勤務手当の率について規定を行おうとするものでございます。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれ4,332万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ42億9,812万7,000円といたそうとするものでございます。補正の内容につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明してまいりたいと思います。1の歳入でございますが、5款財産収入の補正内容につきましては、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で、補正前の額が20万円で、10万円を増額し、30万円といたそうとするものでございます。増額の理由につきましては、財政調整基金の預金利子でございます。次に、7款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額が1億702万4,000円で、4,002万4,000円を減額し、6,700万円といたそうとするものでございます。減額の理由につきましては、予算執行残により、財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。10款組合債、1項組合債、1目組合債につきましては、補正前の額が1億4,740万円で、340万円を減額し、1億4,400万円といたそうとするものでございます。減額の理由といたしましては、消防車両整備事業費の確定による減額でございます。以上が歳入についてでございます。7ページをごらんいただきたいと思います。2の歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正前の額が65万9,000円で、180万円を増額し、補正後の額を245万9,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、25節積立金で財政調整基金積立金180万円を増額するものでございます。次に、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、補正前の額が38億8,010万5,000円で、4,512万4,000円を減額し、補正後の額が38億3,498万1,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、2節給料は1,180万円の減額で、給与改定等によるものでございます。3節職員手当等は、6,713万4,000円の減額で、期末勤勉手当の率の改正によるものでございます。4節共済費は3,721万円の増額で、千葉県市町村職員共済組合負担金の負担率の改定によるものでございます。

18節備品購入費は340万円の減額で、車両購入費確定によるものでございます。以上が歳出の説明でございます。次に、3ページをお開きいただきたいと思ひます。第2表、繰越明許費補正でございますが、3款消防費、1項消防費のうち、災害対応特殊救急自動車・高度救命用資機材の購入費3208万8000円を次年度に繰り越しを行おうとするものでございます。この事業は、国の第1次補正予算による緊急消防援助隊設備整備費補助金を充当する事業でございます。交付決定のおくれにより、事業が今年度中に完了しないために、繰り越しを行うものでございます。次に、第3表、地方債補正でございますが、消防車両整備事業の確定により限度額を減額し、1億1610万円といたそうとするものでございます。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計予算について、ご説明をさせていただきます。一般会計歳入歳出補正事項別明細書により説明をしてまいりたいと思ひます。お配りいたしました予算書の7ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきましては、39億1295万6000円で、前年度と比べまして1255万9000円の減額でございます。1目常備消防費分担金につきましては、36億121万2000円で、前年度と比較いたしまして、2447万9000円の減額でございます。2目長期債償還分担金につきましては、3億559万1000円で、前年度に比べまして901万2000円の増額でございます。2項負担金、1目広域化整備費負担金101万5000円につきましては、消防救急無線広域化事業並びに消防指令センター事業について、構成市町にご負担をいたさうとするものでございます。2目庁舎建設費負担金513万8000円につきましては、八街消防署庁舎耐震改修工事実施設計及び角来出張所庁舎改修、外構工事にかかる経費を負担いただくものでございます。2款使用料及び手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料等の250万円でございます。前年度と比較いたしまして、50万円の増額でございます。続きまして、8ページをごらんいただきたいと思ひます。3款1項1目国庫補助金につきましては、前年度と比べまして1086万5000円の減額でございます。5款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子といたしまして、20万円を計上いたしております。7款繰入金、1項1目財政調整基金繰越金につきましては1億円で、前年度と同額でございます。9款諸収入、2項1目雑入につきましては650万円で、前年度と同額でございます。内容的には、東関東自動車道救急業務支弁金が150万円、保険事務手数料等で500万円を計上してございます。10款組合債につきましては、5440万円でございまして、前年度と比べまして4620万円の減額でございます。組合債の事業といたしましては、消防車両整備事業といたしまして、高規格救急自動車1台、消防庁舎改修事業で、角来出張所庁舎外構工事、八街消防署庁舎耐震改修工事実施設計及び消防救急無線広域化共同化

事業を予定してございます。以上が歳入についてでございます。続きまして、10ページをごらんいただきたいと思ひます。歳出でございますが、1款議会費につきましても、194万3000円でございます。前年度と比べまして30万6000円の増額でございます。2款総務費は79万4000円でございます。前年度と比べまして3万1000円の増額でございます。続きまして、12ページをごらんいただきたいと思ひます。3款消防費は37億6623万2000円で、前年度と比べまして、7847万3000円の減額でございます。消防費のうち1項1日常備消防費につきましても、37億3547万9000円でございます。前年度と比べまして1億598万1000円の減額でございます。18ページをお開きいただきたいと思ひます。2目広域化整備費451万5000円につきましても、消防救急無線の広域化並びに共同指令センターの事業につきましても負担金でございます。19ページに進んでいただきまして、3目庁舎建設費2623万8000円につきましても、八街消防署庁舎耐震改修工事実施設計業務委託、角来出張所庁舎耐震改修に伴います確認申請業務委託及び設計意図伝達業務委託並びに外構工事にかかる工事請負費でございます。4款公債費につきましても3億559万2000円でございます。前年度と比べまして901万2000円の増額でございます。増額の理由といたしましては、平成20年度に行いました消防車両整備事業の借り入れ分の償還が開始されたことによるものでございます。5款予備費につきましても、200万円の予算化をしようとするものでございます。続きまして、平成22年度の主な事業についてご説明をさせていただきたいと思ひます。別冊の平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計予算案に関する資料をごらんいただきたいと思ひます。その資料の5ページをお開きいただきたいと思ひます。5の主要事業の概要をごらんいただきたいと思ひます。主な事業につきましてもご説明をさせていただきます。(1) 常備消防費関係でございますが、はしご車分解整備事業につきましても、佐倉市消防署配置のはしご車は、保安点検基準に基づき、オーバーホールを行うものでございます。続きまして、高規格救急自動車購入事業につきましても、佐倉消防署臼井出張所配置の更新で8年が経過し、整備計画に基づきまして更新しようとするものでございます。次に、6ページにお進みください。(3) 庁舎建設費の事業でございますが、八街消防署の庁舎につきましても、耐震改修実施設計の委託を計上してございます。また、角来出張所庁舎の外構工事を計上しております。以上で主な事業についての説明を終わらせていただきます。次に、予算書にお戻りいただきまして、4ページをお開きいただきたいと思ひます。第2表につきましても、債務負担行為についてでございます。共同運用消防指令センター整備の負担金につきましても、債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を3億3063万5000円と設定しようとするものでございます。第3表につきましても、地方債につきましても記載を

してございます。消防車両整備事業、消防庁舎改修事業及び消防救急無線広域化・共同化事業といたしまして、合計で起債の限度額を5440万円に設定しようとするものでございます。なお、予算書の20ページ以降に記載してございます給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明をさせていただきます。千葉県市町村総合事務組合の組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が、平成22年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体が減少することから、組合の規約を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議決をお願いするものでございます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきたいと思います。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番(藤崎良次君) この法令が改正になって、条例も改正になるわけですが、これによる影響はどの程度でしょうか。つまり年間時間を超える内容を超える方は、合計で残業時間はどのくらい、これは人数的にもわかれば教えてもらいたい。それと、あと金額的には、代休をとる程度、度合いによっても、この金額は変わるのですが、どの程度を想定しているのか。以上です。

○議長(檀谷正彦君) 今井総務課長。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員のご質問にお答えをいたします。時間超えのいわゆる時間外勤務ということでございますが、今のところ当消防組合では、時間を超える職員は発生しておりません。ただし、平成15年度の坂戸の産業廃棄物火災等におきましては、最高で82時間という実績がございましたけれども、大規模災害等が発生しない限りにおいては、通常の勤務では60時間を超えないと考えております。

以上でございます。

○議長(檀谷正彦君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第4号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第5号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番(藤崎良次君) 議案第5号のこの予算について質問します。

先ほど行政報告が消防長からありました。それで見ますと、被害額はかなりふえていて、なおかつ件数なども増加傾向、佐倉市が比較的多いわけですが、被害額がかなり佐倉市の場合多くて、そういうことに対する対策ということで、予算にど

の程度影響を与えるというふうに考えているか。この中でもそれを十分盛り込めてはいないのではないかと思いますけれども、先ほどの統計が出た値から考えますと、このような予算に対するインパクトをどう考えているかをお聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 名和消防長。

○消防長（名和富男君） 藤崎議員の質問にお答えをいたしたいと存じます。先ほど行政報告の中でも伺いましたとおり、年末年始の特別警戒あるいは1月20日から1カ月間ということで、佐倉市内、火災が多かったということで、特別警戒を実施をいたしております。それと、消防車両による巡回等あるいは広域高速ネット二九六、酒々井駅前ステーションビル等でのテロップによる火災の予防広報ということでございまして、通常勤務の中で実施をいたしておりますので、特に予算化ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はありますか。

藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 藤崎です。もう一点お聞きします。予算書の4ページに債務負担行為があって、先ほど3か年の計画も全員協議会で説明がありましたように、その他で出ましたが、共同運用消防指令センター、これの整備負担金が債務負担行為として出ておりますが、これは全体的には、概略どのような規模の計画になっていきますでしょうか。わかりましたらお聞かせください。

○議長（檀谷正彦君） 鈴木通信指令課長。

○通信指令課長（鈴木昭三君） 通信指令課長の鈴木昭三でございます。ただいまの藤崎議員のご質問にお答えいたします。

全体の事業といたしましては、千葉県で無線の部分と共同指令センターの部分、両方に分かれておりまして、無線のほうでは、千葉県全体といたしましては、63億7000万円かかります。それから、共同指令センターの部分につきましては、全体では、千葉県全体というか、千葉県、2ブロックに分けておりますので、うちのほうが入っております北東部南部ブロックにつきましては、44億6200万円でございます。そのうち当組合が負担する部分といたしましては、全体といたしまして、無線のほうで4億2200万円、それから指令センターのほうで3億円ということでございます。それから、今後22年から24年につきましては、それを全体事業でございますので、その中で来年度から工事に入っていきますので、債務負担ということで計上しているわけでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） では、もう一つお聞きします。

この各自治体での共済費や、それからこれは長期の年金ですが、それから退職金、これに対する負担がふえているような状態です。当組合でも、先ほど今年度の補正予算で共済費がふえているということで出ておりましたが、新年度分について、またあと大まかなその後の負担の見込みについて、その辺をお聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 企画課長。

○企画課長（滝口喜代松君） 企画課長の滝口喜代松でございます。藤崎議員の質問にお答えします。

共済費の追加の理由なのですが、例年、財源率が3月に開催される千葉県市町村職員共済組合の議決後に通知されますもので、予算編成時には当年度の財源率が決まっておりませんので、前年度の予算で措置しておる状況です。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員の退職金のほうの負担金の関係でお答えいたします。退職金の総合事務負担金につきましては、平成20年度から平成23年度までの間につきましては、暫定的に定額で推移しております。その後の状況について、24年度以降は配当の見直しがある予定でございますが、現在のところは23年度まで定額でということで決定しております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は終了いたしました。

一般質問

○議長(檀谷正彦君) 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

議席番号1番、藤崎良次君の質問を許します。

(1番 藤崎良次君登壇)

○1番(藤崎良次君) 議席1番の藤崎良次です。では、一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、消防用設備に関連して質問します。消防法の検定、また検査などについて質問するわけです。最初に、消防法の第4章の2、ここには消防の用に供する機械器具等の検定等ということ、項目がありますが、その第1節は第21条の2以降になります。及び第2節、これは第21条の16の2以降になります。これにおいて、検定対象の機械器具等、それと自主表示対象機械器具等に関する検定他が規定されています。この2つの節に関して、こちらの消防組合はどのように把握して業務を進めているかをお聞きします。それから、その次に消防用設備等の検定ということで、消防法第17条の規定による消防用設備等について、消防の検査を実施しています。その現状についてお聞きします。また消防法第10条、こちらのほうは危険物施設の検査ですが、これについて、その現状をお聞きします。

それから、その2としまして、消防職員に関して、こちらのほうに関して聞きます。まず最初に消防職員委員会、これに関連して聞きます。地方公務員法の第52条では、消防署の職員は、職員組合を結成することができない、このようになっています。しかし、ILOの勧告もあったところです。そして、そのような中で、職

員組合がないことに対する、つくれないわけですから、ないわけなのですが、それに対する対応はどのようにしているのでしょうか。その実際の実績はどうであるか。他団体の状況も含めて聞きます。ちなみに、消防組織法の第17条においては、消防職員委員会、これが定められています。その活動実績はどのようであるかもお聞きします。

次に、消防職員の安全確保ということで質問します。消防職員の日ごろの安全確保についてはどのように取り組んでいるか。また、最近の動向及び最近の防護服などの進歩により、安全確保はどのように変化しているか、お聞きします。また、安全に関することではあるのですが、消防職員は団体で行動することが多く、勤務時間も長くなっているところです。それで、人間関係が濃くなるといいますか、そういう状態になることが、当然ではないかと予想されるわけですか。そのようなときに、パワーハラスメントなどからの安全確保はどうしているか、お聞きします。

その次に、その3としまして、公益通報に関連してお聞きします。最初に公益通報の実情ということで質問します。消防本部における公益通報に対する対策はどうなっているのでしょうか。内部用、外部用ということで、通常の自治体では制定されておりますが、その対策及びその実績を聞きます。職員の良心を職務に反映させるために、この公益通報ということが、非常に国内だけではなくて、重要視されています。この公益通報の整備、これが十分整備されていないと、その組織としては、なかなか信頼されなくなると、そういうような今時代になっているところです。その公益通報の実績と、それから今後、この公益通報を具体的に機能させるためにどのようなことをすべきと考えているか、お聞きします。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。藤崎良次議員のご質問にお答えをいたします。

消防用設備等についてのご質問でございますが、最初に消防法上の検定ほかについてお答えをいたします。消防法に基づきます検定対象機械器具は、消防法施行令第37条の規定によりまして、消防の用に供する機械器具等のうち、消火器、消防用ホース、火災報知設備の感知器及び閉鎖型スプリンクラーヘッド等、14種の機械器具等が定められております。動力消防ポンプにつきましては、検定対象機械器具から除かれておりますが、消防法施行令第41条の規定により、自主表示対象機械器具等に指定されております。動力消防ポンプが検定対象機械器具から除かれた理由につきましては、昭和61年、当時の社会経済環境に対応し、従来の検定制度に加えて、自己認証制度の導入を行ったことによるものでございます。次に、消防用設備等の検査ほかについてお答えをいたします。消防法第17条の規定により設置されます消防用設備等の検査につきましては、消防法施行令第35条の規定

に基づき、建築物の用途により定められました面積以上のものについて行っております。また、危険物施設につきましては、消防法第10条の規定に基づき設置されました危険物製造所、貯蔵所、取扱所について行っております。また、危険物施設の検査につきましては、消防法で定められました危険物を一定数量以上製造、貯蔵または取り扱い施設について、危険物の規制に関する政令等の関係法令に規定いたします技術基準に適合しているかどうかを検査するものでございます。平成20年度中に消防組合で執行いたしました検査件数につきましては、消防用設備等関係が355件、危険物施設関係が42件となっております。

次に、消防職員に関する事項についてのご質問でございますが、最初に他団体の状況を含む消防職員委員会ほかについてお答えをいたします。労働者の団結権、団体交渉権、争議権は、憲法第28条の規定により保障されておりますが、地方公務員法第52条の規定により、消防職員には団結権は認められておりません。そのことに対しまして、国際労働機関（ILO）は、消防職員に団結権が認められるよう適切な措置をとることを希望との意見を示し、国は平成8年10月、消防組織法を改正いたしまして、消防職員委員会制度を創設いたしました。当消防組合におきましても、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則を同年10月に施行いたしてきております。職員の委員会に対する意見につきましては、毎年度、多くの職員から幅広い意見が寄せられております。本年度、寄せられました主な意見といたしましては、消防活動に使用いたしますトランシーバーの導入、被服に関すること及び消防活動上の資機材の導入等の意見でございました。当消防組合におきます過去5年度の消防職員委員会の審議件数は82件でありまして、審議結果に対する消防長の処置結果は、「実施を決定」が4件、「実施に向けて検討」が29件、「諸課題を検討」が15件、「実施は困難」が34件でありました。「実施を決定」、「実施に向けて検討」及び「諸課題を検討」とされたもののうち、23件が今年度までに実施されております。次に、全国の消防職員委員会の状況でございますが、平成20年度に806消防本部中、804消防本部で消防職員委員会が開催されております。審議件数は5008件で、審議結果に対しまして消防長の処置結果は、「実施を決定」が1,169件、「実施に向けて検討」が865件、「諸課題を検討」が1,123件、「実施は困難」が1,767件、「対応を未決定」が84件でありました。今後も消防組合といたしましては、職員から寄せられました貴重な意見でありますので、内容を精査し、実施可能なものから、逐次実施してまいりたいと考えております。次に、他団体の状況を含む消防職員の安全確保ほかについてでございますが、災害出動時または各種訓練実施時におきまして、隊員の安全管理の徹底を図ることは、職務を遂行する上で重要なこととあります。当消防組合におきましては、ソフト及びハード面の両面から取り組みを行っております。まず、ソフト面につきましては、当消防組合の安全管理規程に基づきまして、安全関係者会議を

開催するほか、訓練施設及び消防資機材等の安全確認のための巡視を行っております。そして安全管理上、改善すべき事項が発見されれば、速やかに改善し、安全管理の徹底を図っております。また、各所属におきましては、安全責任者及び安全担当者を中心に、各隊員に対しまして、安全教育を実施しております。さらに毎朝8時30分の交替点検時には、車両を含め、搭載資機材等につきまして、日常的に点検を実施しているほか、はしご車を初め、各種資機材等にありましては、関係法令、各種安全基準等に基づきまして、保守点検等を実施し、安全で確実な消防業務が遂行できるよう、維持管理に努めております。ハード面につきましては、平成22年度、災害現場での隊員の安全を確保するための携帯警報器及び隊員間での有効な情報交換を行うため、活動波400メガヘルツの無線機を配備しまして、隊員の安全確保について強化を図ってまいります。さらに災害出動の際に、隊員の身体を守る防火衣につきましても、従来の防火衣と比較いたしまして、耐熱性によりすぐれ、軽量で活動性が向上したものに今後更新を計画しております。次に、職員のパワーハラスメントについてでございますが、当消防組合におきましては、平成19年度に1件発生いたしております。概要につきましては、訓練中に部下が基本的な活動ができないことを理由に、顔面を平手で殴打したという事案でございました。このような行為は、訓練中とはいえ、個人の人格と尊厳を傷つける行為で、許されるものではありませんので、消防組合の分限懲戒処分等審査委員会の審査に付しまして、本人を訓告措置、その監督者を注意措置といたしました。消防組合では、職員の勤務時間が24時間という特殊な形態であるため、日ごろから職員のメンタルヘルスケア、職員間のトラブル等につきまして、所属長を中心といたしまして配慮しているところでありますが、今後も外部委託をしておりますメンタルヘルス相談、組合内部で制度化しております相談員制度等を活用するほか、人事異動に関しましても、職員間の人間関係等を考慮し、より効果的な人事ローテーションを引き続き実施してまいりたいと思っております。

次に、公益通報等についてのご質問にお答えをいたします。最初に、他団体の状況を含みます公益通報の実情ほかについてでございますが、公益通報保護制度の発足の背景といたしましては、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機といたしまして明らかになった状況を踏まえまして、事業者による国民の生命や身体の保護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由といたしまして、労働者が解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、平成18年に公益通報者保護法が施行され、公益通報に関する保護制度が整備されました。また、当消防組合におきましても、これらのことを踏まえ、行政機関としての二面的正確性やガイドライン等を考慮した、内部からの通報による規定と外部からの通報による規定の2本の要綱を平成20年1月に制定をいたしました。その内容は、まず当組合の職員等

からの通報に係るものとして、当組合の職務上の法令等に違反する行為について、これを知った職員等からの公益通報に関して必要な事項を定め、構成市町民の信頼の確保、公正な組合行政の運営を目的としたもの、また外部からの通報によるものとしたしまして、外部の労働者からの公益通報の処理の方法等につきまして定めたものの2種類の要綱を定めております。次に、他の団体におきます制定等の状況といたしましては、千葉県を初め、千葉市、佐倉市、八街市など県内43団体、約78%の地方公共団体が公益通報の窓口を設置している状況となっております。なお、当消防組合におきまして、制定後、現在まで、これらに係ります公益通報はございません。次に、他団体の状況を含む今後の課題ほかについてのご質問でございますが、公益通報に係る今後の取り組みといたしましては、公益通報者の保護の徹底並びに通報後のフォローを図ること、内部及び外部からの通報しやすい環境づくりと、通報があった場合の処理終了後の是正措置等の実効性の評価及び職務上の法令等に違反する行為の防止の徹底等が求められるものと考えられます。

以上をもちまして、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） どうもありがとうございました。何点かについて、具体的にどうなっているのかというようなところをお聞きしますので、よろしく願います。

まず、消防用設備等について、検定対象の機械器具等の検定は、日本消防検定協会、NSKと言われるところ、または総務大臣への登録法人の試験を、消防検定協会だけではなくて、ほかの登録法人でもいいですが、型式承認前に試験を受ける必要があります。型式承認テストに合格してから、また個別検定も受ける必要があります。合格により、合格証を付す必要があると、こうなっております。各機器にはその合格証が付されているということです。こちらの消防本部の業務において、先ほど消防用設備等の検査を行っておりますが、この合格証については、十分、都度確認するというような方法でやっているのでしょうか。そこをお聞きします。それから、自主表示対象機械器具等、これは動力消防ポンプと、ポンプのほうに水を吸い込む消防用吸管と言われている、この配管部分、これについてなのですが、これは日本消防検定協会の検査を受ける義務はないわけです、先ほど出ましたけれども。昭和60年に法改正が行われて、それ以前は検査は義務化されていたのですが、法改正の後は検査義務、これが外されたわけです。この理由は、先ほど答弁にもありましたけれども、市場アクセスの改善ということです。つまり海外からの消防ポンプ自動車の輸入、これもできるし、無論それを使用することが容易になるようにということで法改正がされたわけです。しかし、現状ではその海外製品は、私が見たところでは普及していないようです。その原因はどういうところにあるのか。法律がそういうふうに変更されたのですが、その改正された目的が果たされていない

いというふうに見えるわけですが、その原因はどのようなところにあると考えているか、お聞きします。あと、消防ポンプについては、その日本NSKの検査義務はないわけですが、今実際はNSKに検査を依頼しているわけです。それで、今後一緒に立ち会ってやるということでもあります。この消防ポンプの自動車の動的な特性というのは、そのスロットル調整、その辺がかなり重要になってくるようです。このスロットル調整についても、今まで手動でしたが、最近は自動、オートマチックのそのスロットル調整が行われているようで、この手動と自動でどういうふうな点に注意しなければいけないのか。自動のものは、出てから、まだそんなに時間がたっていないようですので、その辺どういうふうにご注意するようにしているのか、お聞きします。それで、機関員の方が消防長によって指定されて、その方がやっているようですが、管内、こちらの組合の中に、消防本部の中に機械員の方は何人いるのか。あと次は消防用設備、消防法17条及び10条の設備については検査を行っているわけですが、最近の指摘事項、この傾向はどんな傾向にあるのか、お聞きします。

それと、あと消防職員委員会でいろいろお話し合いをしているということですが、一部その実施したということで、無線装置とか何か話が出ました。トランシーバーですか、あと実施項目で、そのほかどういうものもあって、また実施困難な項目というのはどういうものが提案されているのだけれども、それは実施困難というふうに判断されているのか。それで、消防職員委員会は、私も具体的にそういうのは拝見したことないですが、どのような組織で、民主的な運営を行わなければいけないというふうに思うのですが、どういう形で民主的な運営を担保しているのか。そして、その職員委員会の活動実績などは、外部に対して広報していますでしょうか。こうすることで、職員組合はないのだけれども、職員委員会を開催して、こういう点は改善しているのだというような広報をしているのでしょうか。それと、あとパワーハラスメントについて、きょうも本部についての話は、先ほど1件、出ましたけれども、他の団体でどういうようなことがあったか、お聞きします。

(「どの団体でなんて……」と呼ぶ者あり)

○1番(藤崎良次君) 他の団体での例も参考になりますので、お聞きしている次第です。そういうことです。よろしくお願ひします。

○議長(檀谷正彦君) 斉藤予防課長。

○予防課長(斉藤知久君) 予防課長の斉藤知久です。藤崎議員のご質問にお答えいたします。

消防用設備等の検定品の確認方法についてでございますが、検定品の確認については、消防用設備等の工事を行うことができる消防設備士から、消防用設備等着工届出及び工事完了後に、関係者の消防用設備等設置届け出に機械の承認図及び型式、型式番号により、検定品である旨を確認し、検定時に承認図と設置されている機械

の照合、検定番号及び検定シールの貼付の確認を行っております。それと、次に消防用設備、17条の關係の指摘事項についてお答えいたします。消防用設備等の検査の状況でございますが、例を挙げますと、設置の多い設備として、自動火災報知設備が挙げられます。この設備については、まず建築物の確認申請において、消防同意が求められます。このときに添付されている消防設備の図面で審査し、その後、消防設備士による工事の着工届及び関係者からの消防用設備等設置届け出により、事前に指導しておりますので、指摘事項については、ほとんどございません。計画変更時に該当しない間切り変更による感知器の未警戒がまれにあります。このような場合には、感知器の増設で改修させております。次に、消防法第10条の關係でございます。危険物施設の検査の状況ですが、検査件数の一番多い給油取扱所を例にとりますと、設置者と許可申請にかかわる打ち合わせ、許可を交付するための現地調査並びに書類審査による許可書の交付、その後の中間検査、また完成検査を実施しますので、消防用設備等と同様に指摘事項については、ほとんどございません。まれに工事作業員のヒューマンエラーによる軽微のもので、その場で改修できる事例ではございます。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 今井課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の担当につきましては、いわゆる海外の製品が普及していないよだということでございますが、当消防組合といたしましては、いわゆる契約につきましては、制限付きの一般競争入札ということで、国内に営業所等があるメーカーについては、入札に参加できます。したがって、まず1点目としては、この入札の關係で海外の製品を排除しているものではないということが1点言えると思います。しかし、どうしても普及していないという現状を踏まえ、導入した消防本部等の状況からすると、どうしても部品の供給あるいはメンテナンスの面で問題があるというような状況も伺っておりますが、あと過去に日本消防設備安全センターの行った調査によりますと、大型の機種で委託した場合に、外国製品のほうがどうしても高価になってしまうということで、日本製品のほうが安いということが現実としてあると思います。

次に、消防職員委員会の關係でございますが、他に実施項目の例ということで申し上げますと、先ほど消防長の答弁の中で、無線機の導入ということでお答えさせていただきましたが、そのほかにいわゆる21年度の例でとりますと、例えばここに付けております階級章がございまして、これが現在のところ、金物でございます。これが非常に手をこすってけがをしたり、危ないということでございますので、こういったものもプラスチック製品の導入というような意見もございまして、あるいは

救急隊員が現場活動で行う救急隊員用の専用のシューズが現在開発されておりますが、そういったものの導入でありますとか、火災の現場で着る防火衣がございませぬが、この背中に消防組合名を導入する。いわゆる広域応援の場合には、組合名が入っていたほうがいいということで、そういったものを実施として採択しております。あと、実施困難ということでございませぬが、一例を申し上げますと、いわゆる現在消防車に薬剤をまぜて火災現場で放水するというので、いわゆるカフスというものが開発されております。こういったものの導入についての意見がありましたけれども、非常に高価だということで実施が困難だということで意見を見送ったり、あるいは第2小隊へのAEDの積載、要するに支援出動で、これ1小隊が出て、基本的には1小隊が出るのですが、その狭隘な道なんかによっては2小隊が出る場合があります。その場合、2小隊でもAEDを積んでくれという要望がございましたけれども、それは1小隊と2小隊の器具の載せかえで当面对応しようということで実施困難というような結果が出ております。あと、民主的に運営されているかということでございませぬが、消防職員委員会については委員、これは消防長指名が6名、職員から推薦が6名といういわゆる12名、プラス消防本部次長が消防長代理ということで計13名の委員で構成されておりますが、ここでいわゆる意見の審議を行うわけですが、職員から意見が提出されますと、その職員委員会のほうで、まずその意見を取り上げるか否かという判断をします。13名の委員で判断をします。それで、それを取り上げるということ、否かということをもまず本人に通知します。次に、その審議の結果を意見提出点も通知します。には、その審議の結果について、提出者だけではなくて、職員全員に通知します。次に、今度委員会で審議した結果を消防長に提出するわけですが、この消防長の審議の結果についても、全職員に通知します。したがって、当消防組合職員につきましても、その意見の内容から、いわゆる委員会の審議の結果から消防長の審議の結果まで、すべて同一目線で判断できるというような、いわゆる公平な環境を整えてございませぬ。次に、外部に対する広報ということでございませぬが、これは我々あくまでも消防職員が団結権にかかわる行動ということで国のほうでとらえられている問題がございませぬので、外部に対しての今のところは広報は特に行ってもいませぬ。

もう一点、パワハラの関係でございませぬが、他の団体の状況ということでございませぬ。これはまことに申しわけありませんが、新聞報道のみの情報しか持っておりませぬので、その内容を申し上げますと、県内の他の消防本部におきまして、平成16年度に採用された職員に対して、10名ですが、強度の訓練、いわゆるしごき、例を挙げれば、1万回の腕立て伏せとか、実際にはそういうことはできませんが、そういったことを命じて、10人中5人が退職を余儀なくされたという報道がなされております。

以上でございませぬ。

○議長（檀谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（岡田文夫君） 警防課長の岡田文夫でございます。藤崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、消防ポンプ自動車のスロットル調整についてでございますが、手動で行う場合は、機関員は常に連成計等の計器類を監視しながら、ボールコックやスロットル等のコントロールをしなければなりません。自動調整の場合は、火災の状況に応じた圧力及び流量の設定をすることにより、長時間、安定した放水をすることが可能であるほか、機関員が放水開始後に他の作業を実施できるという利点がございしますが、機関員は幾ら自動といえども、常に火災の状況、火点のある状況を監視し、状況に注意を払い、計器類等にも十分注意を払っております。続きまして、機関員につきましてなのですが、当組合の場合は、各車両について適正な運用ができるよう、普通機関員、大型機関員、はしご車機関員、救急車機関員、公用車運転許可証の5つに区分した機関員制度を設けております。それぞれの機関員としての内部基準を満たした者に対して、消防長が任命をしております。なお、機関員の有資格者数なのですが、現在のところ普通機関員が54名、大型機関員が78名、はしご車機関員が44名、救急車機関員が11名、公用車機関員が60名、合計で247名になっております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） どうもありがとうございました。具体的で非常にわかりやすかったと思います。あと、消防職員委員会について、それは消防本部の中の組織なので、一応外部への広報はしていないということですが、この職員組合がないということで、そのかわりにやっているものですから、かなりその社会に広く求められているものなので、ここに関しては実質的に活動をして、よく職員全員にその内容については知られるように活動してくれていて、実質的によい提案もあるようで、それも実際行われているようですから、そういうふうに内部で活動しているということ、それを機会を見て広報を持続的にやっていただきたいというふうに思います。それについてはいかがですか。

それから、公益通報に関しては、実際事例はないということですが、これは長期的に考えても必要な制度ですので、それで今の方式ですと、なかなか内部からはそのことを伝えにくいということになっていると思います。それで、こういう場合に有効なのは、例えば弁護士などにこの受け入れ窓口を依頼して、それも一つの方法で、私の聞いているところでは、これはかなり有効な方法だということになっていきます。これについても検討してほしいと思います。

では、以上2点についてお聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。藤崎議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の職員委員会の関係につきまして、広く一般に広報したらどうかというようなお話でございますが、これにつきましては、当組合の公式ホームページ等を広報媒体できるかどうか、その辺、検討してまいりたいと思えます。

それと、2点目の公益通報の関係で、受付窓口等の関係で、この辺も検討していただきたいということでございますが、これも政務調査費について、情報公開の時代でございますので、その辺も前向きに検討していきたいと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） これにて藤崎良次君の一般質問を終結いたします。

（「やっちゃんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） では、このまま続けます。

議席番号2番、岡村芳樹君の質問を許します。

岡村芳樹君。

（2番 岡村芳樹君登壇）

○2番（岡村芳樹君） 議席2番、岡村芳樹でございます。通告に従い、順次質問いたします。1番目に、個室型店舗について伺います。近年、社会情勢の変化に伴い、建物利用の多様化、複合化が進展し、新たな建築構造や利用形態等を有する建物が次々と出現している一方、それらの建物において多数の死傷者を伴う火災が発生しています。平成19年1月に死者3名、負傷者5名が発生した兵庫県宝塚市のカラオケ施設の火災、平成20年10月に死者15名、負傷者10名が発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災が記憶に新しいところであります。新聞等の報道によりますと、これらの火災により亡くなられた方は、いずれも逃げおくれによるものとされております。そこで、消防組合管内の類似施設、いわゆる個室型店舗について伺います。個室型店舗の現状について、消防組合ではこれらの火災事例を踏まえて、昨年12月定例議会において、火災予防条例の改正を行い、避難管理の規定整備を行いました。そこで伺います。対象となる個室型店舗の形態について、具体的な例をお聞かせください。そして、消防組合が把握している管内の個室型店舗の施設及び火災予防条例の改正に当たり、経過措置の対象となる施設もお答えください。住民が安心して利用するためには、消防用設備等の安全対策は欠かせないものと考えます。そこで、既存施設と新たに設けられる施設について、消防組合の佐倉市等の指導状況について伺います。あわせて、組合管内の類似施設における火災等の発生状況についてもお答えください。

2番目に、消防職員の資質の向上について伺います。消防の任務は、住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から保護することにあります。しかしながら、近年そ

の災害の形態は複雑多様化の傾向にあります。国内を見ても、異常気象による局地的豪雨、新型インフルエンザの蔓延、千葉県にも大きな影響を及ぼす可能性のある大地震等の発生も危惧されております。このように防災への意識やニーズが高まる中、消防組合では大規模災害が発生した場合の防災拠点となる消防本部庁舎を新築することにより、耐震化と各種機能の改善を図りました。また、最新鋭の資機材を装備した救助工作車3型の導入、高度な救命処置を行うことのできる高規格救急自動車等の整備も行いました。今後さらに各署所の改築、耐震化と施設整備も順次行い、災害の発生に備えるとお聞きしています。このような施設及び資機材を効率的に運用し、最大の効果を期させるのは、それぞれそれを使いこなす人、すなわち隊員であります。総務省消防庁のホームページに消防人について、ある隊員の決意が紹介されておりました。人に対する思いやり、チームワーク、規律、強い意思と精神力、そして災害と闘うための高度な技術や知識を備えたバイタリティーあふれる人間を目指したい。まさしく消防が少ないと言っても過言ではないと思います。豊富な知識、災害と闘う強い精神力、経験及び体力なくしては、住民の期待に十分こたえることはできないと思います。そこで3点伺います。まず、救急救命士及び救急隊員の養成と研修体制についてどのように取り組んでいるか、伺います。次に、警防隊員及び救助隊員の養成、研修についての取り組みについても伺います。最後に、職員の育成、強化のためには、充実した訓練施設の整備が必要不可欠と考えますが、現在の消防組合の現況と将来の計画について伺います。

3番目に、住宅用火災警報器について伺います。住宅用火災警報器の設置状況と対策について伺います。我が国の住宅火災における死者数は、平成15年以降、5年連続して1000人を超える水準で推移していると聞きます。このうち65歳以上の高齢者は約6割で、今後の高齢化の進展とともに、さらに増加することが懸念される状況にあると言われております。このため総務省消防庁では、平成16年に消防法を改正し、明年、平成23年6月までに住宅に住宅用火災警報器を設置しなければならないとしています。消防組合では、火災予防条例を平成17年7月に改正し、既存住宅に対しては、平成20年6月1日までに住宅用火災警報器を設置するよう、義務化したと伺っています。消防法の改正により、設置が義務化された住宅用火災警報器の普及率について、昨年、平成21年12月時点での推計結果をこの2月1日に発表しました。それによると、全国の普及率は52.0%で、前回調査、2009年3月時点から6.1ポイントふえたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%にとどまる結果になっています。千葉県では55.7%と、ほぼ全国平均と同じ数値になっています。住宅用火災警報器の先進国でありますアメリカにおきましては、1970年代後半から約30年を経過した今、普及率が90%を超え、住宅火災による死者が半減したということも聞いております。住宅用火災警報器の設置率の向上は、今後、組合だけでなく、各自治体としても急

務であると考えます。そこで伺います。今まで消防組合において普及活動を実施していただいておりますが、消防組合と各構成市町の設置普及の状況についてお聞きします。全国及び千葉県と普及率の比較をして、どのようなことが言えるのか、お聞きします。また地域によっては、地元消防団と連携を図り、普及に努めていると聞きます。今後、住民の安全のために早期に普及率向上の改善を図るためにどのような方策をとっていくのか、お尋ねします。以上で最初の質問を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 名和消防長。

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。岡村芳樹議員の質問にお答えをいたします。

最初に、個室型店舗について、個室型店舗の現状及びその安全対策についてお答えをいたします。個室型店舗と申しますと、カラオケボックス、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ等で、個室におきまして客に役務を提供する業務を行う店舗でございます。消防組合管内におきます個室型店舗の届け出状況でございますが、佐倉市が8施設、八街市が3施設、酒々井町が1施設の届け出がございます。火災予防条例の改正に伴います経過措置の対象となります施設でございますが、立入調査を実施いたしましたところ、佐倉市内のカラオケボックス1施設におきまして、基準不適合が判明いたしました。この施設に対しましては、平成22年12月31日までに是正するよう指導を行ってまいります。既設の施設または新たな施設に対しまして消防用設備等の強化についてでございますが、火災予防条例の改正のほか、平成21年9月30日に消防法施行規則の一部が改正され、自動火災報知設備及び通路誘導灯の設置位置の見直しが図られております。個室型店舗に対しまして安全対策の指導状況及び組合管内の類似施設におきます火災の発生状況についてでございますが、消防組合では、管内の消防対象物に対しまして、定期的に立入検査を実施いたしまして、その安全性の確保に努めております。個室型店舗につきましては、5回の立入検査及び調査を実施いたしました。その結果、現在の組合管内におきます12施設のうち4施設に消防法違反が認められました。このような違反施設に対しまして、消防組合では今後も引き続き追跡調査を実施し、指導を行ってまいりたいと思っております。組合管内の類似施設におきます火災発生状況であります。平成18年に佐倉市内のカラオケ店におきまして、1件、ぼや火災が発生いたしております。原因は厨房内のガスコンロの火の消し忘れによるものでございまして、死傷者は発生いたしておりません。

次に、消防職員の資質の向上についてのご質問でございますが、最初に救急救命士及び救急隊員の養成と研修体制についてお答えをいたします。救急救命士の養成状況につきましては、救急救命士制度の創設から、救急振興財団救急救命研修所等に職員を派遣いたしまして、資格の取得に努めております。現在の資格者数は、一般隊員からの養成者が39名、救急救命士有資格者採用者22名と合わせまして6

1名でございます。救急隊員の養成状況につきましては、県の消防学校救急科に毎年6名程度を派遣いたしまして、現在では救急隊員の有資格者は211名でございます。救急救命士に対します研修体制につきましては、就業前教育といたしまして、160時間の研修、及び2年間で128時間の生涯研修が医療機関において実施することが義務づけられております。また薬剤投与、気管挿管の認定を受けるための研修及び病院実習も実施いたしております。さらに救急救命士を含む救急隊員等の教育訓練につきましては、救急救命処置確認訓練や事例検討会を実施いたしております。次に、警防隊員及び救助隊員の養成、研修についてお答えをいたします。警防隊員及び救助隊員の養成についてでございますが、警防隊員、いわゆる消防隊員につきましては、職員採用後に千葉県消防学校初任課程におきまして、消防職員としての基礎教育を6カ月間実施いたしております。また、機会をとらえまして、専修課程への派遣を行っているほか、日々の訓練及び職場の具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識、技術、技能、態度などを習得させるよう努めております。救助隊員の養成につきましては、原則といたしまして、希望者を対象に約3カ月間の養成訓練を実施いたしております。なお、教育訓練の修得状況及び救助隊員としての技量を確認するため、効果測定を実施いたしまして、救助隊員としての適性について判断をいたしております。次に、警防隊員及び救助隊員の研修体制についてでございますが、消防大学校及び千葉県消防学校におきまして実施されております警防課程、救助課程への入校及び全職員を対象といたしました警防研修会等、年間行事計画に基づきまして、実施しております。次に、消防訓練施設の確保についてお答えをいたします。複雑多様化、広域化いたします災害に限られた人員で的確に対応するためには、職員一人一人の知識、能力及び判断力の向上が必要でございます。そのためには日ごろの計画的な教育、訓練を行うことが必要であることは、言うまでもありません。現在の消防組合の訓練施設の状況は、庁舎にて併設いたしました施設を活用しておりますが、主に部分訓練や救助訓練に対応する施設となっておりますので、広いスペースを必要といたします総合訓練等を実施することが困難な状況となっております。今後、消防組合といたしましては、大規模災害を想定いたしました総合的な対応訓練、消防団との連携訓練等を実施できる総合訓練施設の確保について検討を行ってまいりたいと思います。

次に、住宅用火災警報器の設置状況と対策についてお答えをいたします。平成21年12月末に総務省消防庁が全国4906万世帯を対象に調査し、取りまとめた結果によりますと、住宅用火災警報器の全体推計普及世帯は2553万世帯で、普及率52.0%でありました。また、千葉県内の消防本部を単位といたします県内の普及率の平均は55.7%でありました。当消防組合管内の普及率の推計は39.7%であり、全国及び県内の率を下回っております。しかし、この率につきましては、共同住宅等に義務設置されました自動火災報知設備を含んでおりませんので、

その分を含めると、当消防組合の推計普及率につきましても、50%を超えているものと考えられます。次に、普及率向上のための方策でございますが、消防組合公式ホームページ、広報紙、広域高速ネット二九六、各自治会及び団体の防火指導、救急講習等を通じまして広報を行っております。また、昨年は消防団員の世帯に設置状況の調査に協力していただきましたので、今後は普及活動にも参加していただき、地域一帯型の普及活動を進められるよう、構成市町担当部局と協議してまいりたいと思います。さらに消防組合は、住宅用火災警報器の共同購入を推奨し、平成19年10月に住宅用火災警報器等の設置普及に係る消防協力者表彰推薦要領を制定し、これまでに普及率の高い5地区の自治会等を表彰いたしました。今後このような共同購入を各市団体に推奨し、普及率の向上を図ってまいりたいと思います。

以上で答弁のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（檀谷正彦君） 岡村芳樹議員。

○2番（岡村芳樹君） 議席2番、岡村芳樹でございます。自席より再質問させていただきます。まず1点目が、個室型店舗につきましてでございますけれども、1つは昨年12月の火災予防条例の改正に伴って、経過措置の対象となる施設、佐倉市内のカラオケボックス、1施設において基準不適合が判明したということで、本年中に是正するということですが、具体的にはどのような内容だったのか教えてください。それと過去、平成19年4月から21年6月にかけての5回の立入検査及び調査を実施し、12施設のうち4施設に消防法違反が認められたということですが、具体的にどのような違反だったのか、教えてください。そして、また違反があった場合に、引き続き追跡調査を実施し、指導を行っていくということですが、これら4施設については改善されたのでしょうか。あわせてお答えください。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） 篠田査察調査課長。

○査察調査課長（篠田啓一君） 査察調査課長の篠田啓一でございます。岡村議員のご質問にお答えいたします。

まず、カラオケボックスの基準不適合についてでございますが、不適合の内容でございますが、避難口に近い個室の部屋の扉を開いた場合、避難口がその扉でふさがれてしまいまして、避難に障害を来す状況でございます。これが1点でございます。それから、4施設の違反内容、それから改善、改修についてでございますが、消防訓練の不備が4施設、これすべてにございました。消防法令では、消防訓練を年2回以上実施して、事前に消防署へ通報することが義務づけられておりますけれども、その基準に違反をしていたものでございます。また、2つの施設で消防用設備、点検違反が認められました。消防用設備の点検につきましては、6カ月前に点

検を実施し、その結果を年1回、消防署のほうへ報告する義務がございます。その基準に違反したものでございます。その他の違反を含めると、4施設で合計11件の違反が認められました。立入検査を実施することで、違反の件数は減少傾向にあります。現在、違反件数は残り6件になっております。今後も立入検査による指導を行いまして、利用者や従業員等の安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 岡村議員。

○2番（岡村芳樹君） 続きまして、住宅用火災警報器の設置状況の対策なのですが、普及率の高い4地区というのですか、5地区の団体等を表彰したということですが、すけれども、その名称と表彰内容について教えていただきたいと思います。

○議長（檀谷正彦君） 斉藤予防課長。

○予防課長（斉藤知久君） 予防課長の斉藤と申します。岡村議員のご質問にお答えいたします。

表彰の名称と内容でございますが、当消防組合におきまして、平成19年10月に住宅用火災警報器等の設置普及にかかわる消防協力者表彰推薦要領を制定し、共同購入による消防用火災警報器の設置普及活動に貢献されました管内各地区の自治会等に対して、管轄する消防署長から表彰しております。住宅用火災警報器の共同購入による表彰団体でございますが、平成19年度に佐倉市王子台6丁目町内会、酒々井町上本佐倉3班、平成20年度に佐倉市中志津6区自治会、酒々井町中央台ハイツ管理組合、平成21年度に酒々井町アイビ・ネオハイツ酒々井管理組合、以上の5地区の表彰を行いました。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） これにて岡村芳樹君の一般質問を終結いたします。

閉会の宣告（午後4時34分）

○議長（檀谷正彦君） 以上をもちまして、平成22年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。